

令和6年度(令和5年分) 市・県民税の申告相談

申告書の提出期限は3月15日(金)です

令和6年1月1日現在、坂東市に住所のある方は、収入の有無にかかわらず市・県民税の申告が必要となります。次の事項を参照のうえ、令和5年中の所得などについて申告をお願いします。

申告相談会場および受付について お住まいの地区にかかわらず、どちらの会場でも申告できます。

会場	期間	整理券配布時間・場所	
猿島公民館1階会議室 ☎090(5448)3831	2月8日(木)～14日(水) (土曜・日曜・祝日を除く)	開館前	午前8時～ 猿島公民館正面玄関前
		開館後	午前8時30分～午後4時 猿島公民館1階会議室前
市役所1階多目的ホール ☎0297(35)8222	2月16日(金) ～3月15日(金) (土曜・日曜・祝日を除く)	開庁前	午前8時～ 市役所正面玄関前
		開庁後	午前8時30分～午後4時 市役所行政情報コーナー

注 申告相談には時間指定整理券が必要です

整理券に記載の集合時間に余裕をもってお越しください。

- 最終受付時間分の整理券がなくなり次第終了となります。
- 申告者1名につき1枚お渡しします。
※本人のほか同世帯の方の分を申告する場合は人数分の整理券が必要です。
- 当日のみ有効(日時変更不可)となります。
- 窓口、電話およびインターネットでの予約はできません。

混雑の緩和について

- 相談会場は混雑が予想されます。期間に余裕をもって申告をお願いします。
- 市・県民税申告は郵送での申告も受け付けています。必要書類をご用意のうえ郵送での申告にご協力ください。

【郵送先】

課税課 市民税係

〒306-0692 坂東市岩井4365番地

申告相談の際にお持ちいただくもの

- **マイナンバーカード**
マイナンバーカードがない場合は本人確認書類とマイナンバーがわかるもの
- **収入を証明する書類**
 - 令和5年中に支払を受けた給与・公的年金・企業年金などの源泉徴収票(原本)
 - 令和5年中に支払を受けた個人年金や請け負った業務に対する報酬の支払調書
 - 事業所得(農業、営業など)や不動産所得の収支内訳書
※収支内訳書は必ず事前に作成のうえお持ちください。
- **還付先金融機関の口座番号(本人名義)**
- **税務署からのお知らせハガキ**
- **税務署からの利用者識別番号通知**
- **控除を証明する書類**
 - 国民年金保険料などの控除証明書
 - 小規模企業共済等掛金の控除証明書
 - 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
 - 医療費控除の明細書、医療費通知(原本)
※医療費控除の明細書は必ず事前に作成のうえお持ちください。

※収支内訳書、医療費明細書の用紙は国税庁ホームページまたは市役所課税課でお取りいただけます。